

# 呉市医師会

## 休日急患センター 小児夜間・内科夜間救急センター

休日・夜間に具合が悪くなったときの

初期救急

# 街の診療所です

呉市医師会では、開業医師・病院勤務医師の協力のもとに、休日急患センター、内科・小児夜間救急センターを開設し初期救急診療を行っています。



初期救急診療とは・・・  
外来診療で対処できる症状の方に施す治療のことです。  
内科・小児科はかぜ等の比較的軽症な方の診療、外科は打撲や切り傷等のけがの応急処置を行います。  
症状・容体によっては、連携する医療機関（二次救急医療及び三次救急医療）に診療を依頼する役割も担います。

場所

呉市医師会病院 1階 (呉市朝日町 15-24)

電話

0823 - 32 - 1299

診療日・診療時間

休日急患センター (内科・小児科・外科)	日曜・祝日・年末年始 (12/31~1/3) 午前9時~午後6時00分
内科夜間救急センター (内科)	平日 (月曜~土曜) 午後7時30分~午後10時40分 ※日曜・祝日、8/13~8/15、12/31~1/3は休診
小児夜間救急センター (小児科)	毎日 午後7時~午後10時40分

※各センターとも救急車の受入は行っておりませんのでご注意ください。

※夜間救急センターでは、切り傷や打撲、骨折等の外科的な処置には対応できません。

### 〔その他留意事項〕

処方される医薬品は原則1日分です (疾患・連休等で複数日処方の場合もあります)。

翌日以降、診療や処方が必要なときは、平日にかかりつけの医療機関等を受診してください。

当センターでは治癒証明書や登校 (園) 許可書は発行していません。

必要な場合は、法定期間経過後に、受診時にお渡しする検査結果をお持ちの上、平日にかかりつけ医療機関や最寄りの医療機関を受診してお願いしてください。

公的病院への紹介 (二次及び三次救急医療機関との連携)

- ・ 詳細な検査や処置・治療、入院・手術が必要と医師が診断した場合
- ・ 休日急患では午後6時、夜間救急では午後11時を大幅に超えて処置が必要な場合

公的病院へ紹介となった場合の費用

- ・ 紹介となった場合でも当センターでの診療費はかかります。
- ・ 当センターからの紹介で公的病院を受診した場合は選定療養費はかかりません。  
(紹介なく公的病院を受診した場合には選定療養費がかかります。)

